

令和8年10月1日から

認可地縁団体の告示時や証明書（台帳）交付時における 代表者等の住所が **原則非表示**に変わります

認可地縁団体に関する制度が変更され、代表者等の住所が原則非公開となります。代表者等の個人情報保護のための見直しです。



変更点

1

これまで告示や認可地縁団体の証明書（台帳）に記載されていた代表者等の住所が**非表示**となります。

現在



【告示事項】

代表者等の氏名及び住所 等



【証明書】

代表者等の住所を記載した
台帳の写しを交付

西脇市下戸田 128番地の1
代表者
西 脇 太 郎

新



【告示事項】

代表者等の氏名 等

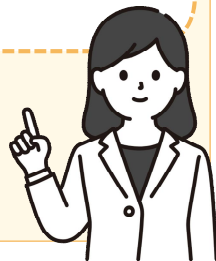


【証明書】

代表者等の住所を
非表示にした
台帳の写しを交付

西脇市 XXXXXXXXXX
代表者
西 脇 太 郎

※ただし、代表者等本人から住所表示を希望する申出がある場合は、住所を表示した台帳を交付します。



変更点

2

代表者等の住所を表示した証明書の交付には**委任状**が必要になる場合があります。



住所表示を希望する代表者等と証明書の請求者が異なる場合は、住所表示を希望する代表者等から、住所を表示した認可地縁団体台帳の写しの請求を代理する旨の**委任状**が必要です。

ただし

過去の代表者等の住所を表示する必要性がありますが、既に死亡している等の合理的な理由で、住所表示の同意を得ることができない場合は、まちづくり課までご相談ください。



お問い合わせ

西脇市まちづくり課

☎0795-22-3111